

臨床医学委員会委員会感覚器記分科会の設置について

分科会等名：感覚器分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	感覚器分科会は第23期では主に耳鼻咽喉科・頭頸部外科領域、眼科領域から18名の委員で構成、第24期では17名の委員で構成されきた。今期は上記領域の連携会員20名以内での構成を希望する。なお現時点での両領域での連携会員名簿を添付する。
3	設置目的	<p>感覚器分科会は、感覚器障害の克服に向けた問題点を討議し、特に一般市民に向けて啓発することを目的として活動を行ってきた。</p> <p>我が国の人口の高齢化により、聴覚・視覚障害は認知症の発生要因の第3位に挙げられる(Lancet 2017)など、本障害の克服は喫緊の課題である。</p> <p>本分科会では感覚器障害(者)の実態に関する情報収集と新規治療法の発展の把握とその情報を、一般市民(患者)に市民公開講座などを通じて啓発する活動を行う。従来は感覚器障害の中でも視覚障害、聴覚障害に重点を置いてきたが、今後は嗅覚障害、味覚障害など幅広い感覚器障害と感覚器障害に付随するコミュニケーション障害にも取り組む予定である。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 我が国の感覚器障害(者)の実態調査 2. 感覚器障害克服の方法・医療の実態調査 3. 上記(調査)結果を一般市民へ啓発する方法の検討に係る審議に関すること
5	設置期間	平成31年1月31日～平32年9月30日/常設
6	備考	※事実上23期からの継続(本分科会は23期までは継続されてきたので24期も引き続きの継続を希望する)